

厚生労働省発基安0619第1号

令和8年6月19日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱

第1 労働安全衛生規則の一部改正

- 1 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第六十五条の三第一項の厚生労働省令で定めるときは、（１）及び（２）に掲げるときとする。（第四十二条の五関係）
 - （１）環境改善が困難な第三管理区分作業場において労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき
 - （２）金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、新たな溶接等作業の方法を採用しようとするとき等
- 2 安衛法第六十五条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、安衛法第六十五条の二第一項に規定する措置の評価のための測定を行うときとする。（第四十二条の六関係）

第2 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

環境改善が困難な第三管理区分作業場において有機溶剤の濃度の測定を行う場合に、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定については、作業環境測定基準に従って当該測定を行うものとする。（第二十八条の三の二関係）

第3 鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害予防規則の一部改正

鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害予防規則について、第2に準じた改正を行う。

第4 作業環境測定法施行規則の一部改正

- 1 安衛法第六十五条の三に係る指定作業場
 - （１）安衛法第六十五条の三第一項に係る指定作業場は、第1の1の（１）及び（２）のときに労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場とする。（第一条の二関係）
 - （２）安衛法第六十五条の三第二項に係る指定作業場は、第1の2のときに作業環境測定を行う作業場とする。（第一条の三関係）
- 2 安衛法第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定の実施者の要件
 - （１）安衛法第六十五条の三第一項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（第三条の二関係）
 - イ 安衛法第六十五条の三第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとする。
 - （イ）デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させるものとする。

- (ロ) 分析は、第一種作業環境測定士のうち、指定作業場の属する作業環境測定法施行規則（以下「作環則」という。）別表に掲げる作業場等の種類について登録を受けているものに実施させるものとする。
- ロ イにより作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならないものとする。
 - (イ) デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関に委託するものとする。
 - (ロ) 分析は、指定作業場の属する作環則別表に掲げる作業場等の種類について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場等の種類について指定を受けている指定測定機関に委託するものとする。
- (2) 安衛法第六十五条の三第二項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（第三条関係）
安衛法第六十五条第一項の規定による作業環境測定の実施者の要件と同様の要件を規定する。
- (3) 安衛法第六十五条の三第三項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（第三条の三関係）
 - イ 安衛法第六十五条の三第三項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとする。
 - (イ) デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させるものとする。
 - (ロ) 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、それぞれ厚生労働大臣が定める要件を満たす者に実施させるものとする。
 - ロ イにより作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならないものとする。
 - (イ) デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関に委託するものとする。
 - (ロ) 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、イの（ロ）に規定する者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関に委託するものとする。

3 補助者の業務及び要件

- (1) 作業環境測定士の補助者が行うことのできる業務は、指定作業場について行う個人ばく露測定のうち、イ及びロに掲げるものとする。（第三条の四関係）
 - イ サンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務
 - ロ 分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該一級化学分析技能士が所属する事業場で採

取された試料に係るものに限る。)の業務

(2) (1)の補助者は、イ及びロに掲げる者とする。(第三条の五関係)

イ サンプルングについては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う個人ばく露測定サンプルングに関する補助者の講習を修了した者

ロ 分析については、一級化学分析技能士

4 作業環境測定士となることができる者の資格(第五条及び第五条の二の二関係)

(1) 作業環境測定士となることができる者の資格付与の要件として規定された労働衛生に関する実務に従事した経験について、作業環境測定士試験の受験資格として定められていた労働衛生の実務に従事した経験年数と同様の年数を規定する。

(2) 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者について、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を与える。

5 作業環境測定士等の登録事項(第六条関係)

作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録の区分に、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングを実施できる区分を追加し、作業環境測定士の登録の区分に、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングに限り行うことができる区分を追加する。

6 個人ばく露測定に関する講習機関に係る手続等(第五十一条の十～第五十一条の二十五、様式関係)

(1) 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプルングに関する登録講習機関の登録に係る手続等について、規定の整備を行う。

(2) 個人ばく露測定のサンプルングに関する補助者の講習を行う機関の登録に係る手続等について、規定の整備を行う。

第5 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

第4の6に係る事項の保存等に係る別表の規定を整備する。(別表第一～第四関係)

第6 厚生労働省組織規則の一部改正

安衛法第六十五条の二及び第六十五条の三に係る事務を厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露対策室の所掌事務とする。(第三十九条関係)

第7 施行期日等

1 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

2 この省令の施行に関し必要な準備行為及び経過措置を定める。

3 その他所要の改正を行う。